

- る「保険者協議会」との適切な連携を図ること。
- ① 保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有等
- ② 管内における健康課題の明確化
- ③ 健康フォーラム等の各種行事の共同実施及び連携
- ④ 研修会、セミナー等の共同実施
- ⑤ 地域保健関係施設等の相互有効活用

(3) 2次医療圏協議会

- ア 2次医療圏協議会は、2次医療圏内の事業に関わる行政関係者、関係機関代表等により構成する。
- イ 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。
- ウ 事業の実施に当たっては、次の事項を参考に連携事業の企画等を行うこと。
 - ① 関係各機関における健康づくり事業及び保健事業の実態把握
地域保健及び職域保健の制度間の相違点を明確にし、相互に認識した上で、双方の健康づくり事業及び保健事業の実施状況を把握し、保健事業の活用を促進するためのマップを作成する。
 - ② 健康教育・健康相談等
健康管理体制が不十分と思われる小規模事業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方策を検討し、地域保健と連携した保健事業を実施。
 - ③ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導の実施
 - ④ 地域の特性に着目した健康課題に関する計画を双方の参画により策定
 - ⑤ 地域・職域連携を推進するための共同研修会や事例検討会等の開催や得意分野の講師の相互派遣
 - ⑥ 活動の普及啓発に関する事業
 - ⑦ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理
 - ⑧ その他の保健事業
- エ 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。
- オ 作業部会は、2次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(4) 関係機関

- ア 地域保健関係機関
都道府県（保健所等）、市町村（保健センター等）等
- イ 職域保健関係機関
事業所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、地方社会保険事務局、社会保険健康事業財団、社会保険協会、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、農業・漁業協同組合等
- ウ その他関係機関等
医療機関（健診機関等）、労働衛生機関（予防医学協会等）、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、国民健康保険団体連合会、学識経験者、住民や労働者の代表等